

石岡市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

1 はじめに

技能労務職員は一般職員ではありませんが、地方公務員法第57条に「単純な労務に雇用される者」と規定される肉体的、機械的労務に従事する者で、本市では、道路の維持補修やゴミの収集業務、また、学校の用務、給食センターや保育所の調理などの業務を行っている職員をいいます。

本市では、市民サービスや施設の拡充にともなって必要な技能労務職員を採用してきましたが、行財政改革の推進や公共サービス提供主体を官から民へ移行していきこうとする動きが加速する中で、退職不補充による職員数の削減や給与の見直しを進めてきました。

しかし、その業務の性格や内容が、民間企業の従業員と類似しているにもかかわらず、給与が高いのではないかという指摘や批判があることを踏まえ、「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け総務省自治行政局公務員部長、大臣官房審議官通知)にもとづきこのような取り組み方針を策定し、公表するものです。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	公 務 員				
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
石岡市	45 人	47.5 歳	301,860 円	317,726 円	310,198 円
調 理 員	19 人	43.0 歳	275,484 円	285,777 円	280,863 円
学 校 校 務 員	13 人	50.8 歳	311,985 円	322,938 円	315,138 円
運 転 手	10 人	50.7 歳	336,830 円	366,973 円	354,430 円
そ の 他	3 人	51.3 歳	308,467 円	333,333 円	327,133 円

民間との比較

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C / D
石岡市							
調 理 員	調 理 士	43.1 歳	264,900 円	1.08	4,690,309 円	3,738,500 円	1.25
学 校 校 務 員	用 務 員	53.9 歳	227,200 円	1.42	5,354,624 円	3,284,300 円	1.63
運 転 手	自家用自動車運転者	43.7 歳	308,900 円	1.19	6,026,677 円	4,230,300 円	1.42
そ の 他							

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
技能労務職の職種と民間の職種等の比較は、年齢、業務内容、雇用形態等が完全に一致しているものではありません。
年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
区分の内訳は主な職種を記載しています。

(2) 経験年数別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
技能労務職 高校卒	261,600 円	291,400 円	295,200 円

(3)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
全体	0	0	1	0	5	3	7	3	7	7	12	0	45
調理員	0	0	1	0	5	1	4	1	2	2	3	0	19
校務員	0	0	0	0	0	1	1	1	3	4	3	0	13
運転手	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	4	0	10
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3

(4)その他給与に関する事項

給料表

就業規則給料表(国の行政職給料表(二)に同じ)の4級制を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

手当

扶養手当,住居手当,通勤手当,特殊勤務手当,時間外勤務手当,期末勤勉手当を,それぞれ該当者に支給しています。

手当の内容

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 : 13,000円 扶養親族1人 : 6,500円 職員に配偶者がいない場合そのうち1人 : 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算
住居手当	貸家の限度額 : 27,000円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度額 : 55,000円 自家用車等利用者:通勤距離に応じ片道2km以上2,000円から28,500円
特殊勤務手当	犬猫等の死体処理 : 1件200円

昇給基準

毎年1月1日に,前1年間における勤務成績に応じ,4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

ラスパイレス指数

平成19年 110.0 (平成18年 110.2)

ラスパイレス指数は,国家公務員に比べ職員が中高年齢層に偏っていること,中途採用者が多いことなどにより高くなっています。

ラスパイレス指数とは

職員構成を学歴別,経験年数別に区分し,地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するもので,地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別,経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均のこと。

3 給与等の見直しの経過

技能労務職員の給与等については、これまでも給料表や手当等の見直し、是正を行ってきました。

平成17年10月の合併時に、それまで旧石岡市で適用していた独自給料表(就業規則給料表と行政職給料表を合成したもの)から国の行政職(二)に準じたものに改め、給料月額調整や減額を行っています。

また、特殊勤務手当についても廃止や減額を行い、現在では1種類のみとなっています。

平成18年4月には、給与構造改革に基づく給与制度改革を実施し、給料表を5級制から4級制にするとともに、枠外昇給を廃止し、57歳以上の高齢層の昇給抑制を実施しています。

4 見直しの基本的な考え方・取り組み内容

「3 給与等の見直し経過」のとおり、給与等の適正化を図るため見直し、是正を行ってきましたが、国との給料比較であるラスパイレス指数や、民間同種との賃金比較では依然として技能労務職の給与が高いという状況となっています。

今後5年間で技能労務職員の約3割が定年退職を迎え、さらに、給料表や昇給制度改革にともなう給与の適正化は進むものと見込んでおりますが、今後、市民の理解を得るため随時情報の提供を行いながら、次のような取り組みを進め、引き続き適正化に努めます。

(1) 給料表

現行の就業規則給料表(平成18年4月改正給料表)を適用し、適正な運用を図ります。

(2) 手当

特殊勤務手当の廃止や減額など見直しを行ってきた結果、手当について不適切な支給と指摘されるようなものはありませんが、行政職と同様に通勤手当が国の基準に適合していないことから、燃料費の動向を見極めながら是正を検討するなど、今後も適正な手当支給を継続します。

(3) 昇給昇格

人事評価制度を導入し、能力や業績など評価に応じた昇給昇格制度の運用を図ります。評価の昇給への反映は平成23年度を予定します。昇格については、給料表の級別職務基準を定めていくとともに、昇格資格基準などの見直しを検討します。

5 その他

(1) 職員定員の適正化

当市は、平成14年度以降技能労務職員の新規採用は行っておらず、今後10年間で23人が定年退職を迎えることから、職員数は10年後には22人と半減する見込みです。

引き続き技能労務職における新規職員不採用の方針を堅持しながら、組織機構の簡素化と合理化、事務事業の民間委託などにより職員数の縮減を図ります。

(2) 民間委託の推進

技能労務職における新規職員不採用の方針や今後5年間で約3割の職員が定年退職を迎える状況から、事務事業の見直し、業務の民間委託は避けて通れない課題となっており、「石岡市民間委託推進に関する指針」(平成18年9月策定)においても、技能労務職員の業務の多くが民間委託を検討すべきとされています。

年度ごとの退職者の状況や民間委託のメリット・デメリットなどを見極めながら、『民間に任せようが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる』こと、民間委託によって生み出される職員を人事異動により新たなサービス部門に再配置することを基本として、すべての業務において委託化の検討を進めます。

年度別定年退職者数

年度	退職者	在職者数	内訳			
			調理員	校務員	運転手	その他
19年度	2		1	1	0	0
20年度	2	43	0	0	0	2
21年度	5	41	2	1	2	0
22年度	3	36	0	1	2	0
23年度	0	33	0	0	0	0
24年度	0	33	0	0	0	0
25年度	5	33	2	2	1	0
26年度	1	28	0	1	0	0
27年度	1	27	0	1	0	0
28年度	1	26	0	1	0	0
29年度	3	25	1	1	1	0
30年度以降	22		13	4	4	1

この取り組み方針は、平成19年7月6日付け総務省自治行政局公務員部長、大臣官房審議官から通知のあった「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」にもとづき策定しました。

平成20年3月

石岡市総務部総務課